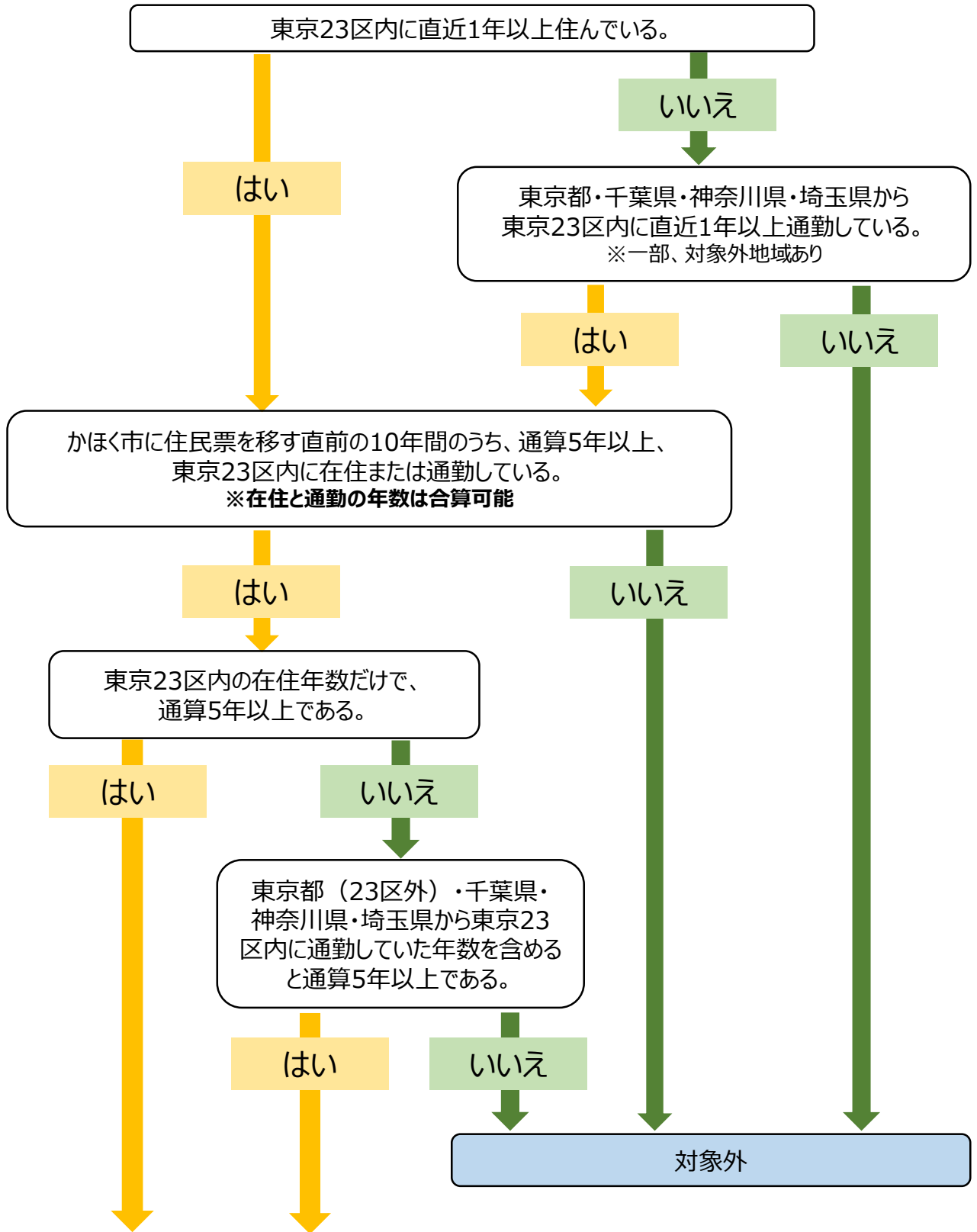


移住支援金対象確認フローチャート



①いしかわ移住支援金対象求人特集の掲載求人へ就職

支援金対象企業の対象求人であること、
就業者の応募が対象求人掲載日以降であること。

②移住元の仕事をテレワークで継続

企業等からの命令ではなく、自分の意思で
移住し、移住後も引き続きテレワークにより
業務を実施する場合。

③プロフェッショナル人材制度等を活用した就職

内閣府が実施する「プロフェッショナル人材
事業」または「先導的マッチング事業」を利用し、
人材紹介会社等を介して就職したこと。

移住支援金対象